

Tax Analysis

Authors:

香港税務

Hong Kong

Raymond Tang

Tax Partner

Tel: +852 2852 6661

Email: raytang@deloitte.com.hk

Silent Li

Senior Tax Manager

Tel: +852 2852 6399

Email: silli@deloitte.com.hk

株式報酬取引に関する内国歳入庁の見解のアップデート： 機会と不確実性

背景

香港財務報告基準第 2 号「株式報酬」が発効した 2005 年 1 月 1 日以降、企業は株式報酬取引を財務諸表上認識することが求められている。しかしながら、内国歳入法 (Inland Revenue Ordinance = IRO) と取扱通達 (Departmental Interpretations and Practice Notes = DIPN) のいずれにおいても株式報酬取引に関する税務上の取扱いについて特別な規定やガイドラインは含まれていない。内国歳入庁 (Inland Revenue Department = IRD) はこのような取引の税務上の取扱いに関する見解をウェブサイト上で FAQ 及び税務代理人に対する税務情報という形 (以下「ウェブサイト情報」) で示している。

ウェブサイト情報によると、新株発行により履行されたストック・オプションや株式報酬義務 (すなわち、持分決済型の株式報酬取引) に関して認識された株式報酬は、IRO § 16(1)において定める支出又は費用が発生しているとは言えないから損金不算入という立場を取っている。ストック・オプションや株式報酬義務が市場から株式を取得することにより履行された場合には、取得に要した支出額はストック・オプションが行使されたとき又は株式報酬付与の条件が満たされたときにおいて損金算入することができる。

ストック・オプションや株式報酬義務はしばしばグループ会社間の付替え (リチャージ) により履行されることがある。言い換えると、雇用企業 (通常は事業子会社) が別のグループ企業 (通常は上場親会社) によって発行又は取得された株式の金銭的価値 (場合によってマークアップした額) を請求されるという取引である。ウェブサイト情報によると、株式報酬のリチャージ費用の損金算入可否に関する IRD の見解は以下のとおりである。

- リチャージに関する書面の契約書がなくてはならない。
- グループ企業による新株発行又は市場による既発行株式の取得のいずれにおいてもリチャージ額は損金算入できる (以前、IRD は新株発行に関するリチャージは損金不算入との立場を取っていた)。
- 損金算入のタイミングはストック・オプションが行使されたとき又は株式報酬が付与されたときである。
- 損金算入額は過大であってはならない。

- 取得又は付与された株式がその後放棄又は取り消された場合、既に損金算入された額は売買収入として課税所得に加算しなければならない。
- 租税回避目的のために実行された株式報酬取引は IRD によって調査される可能性があり、IRD は取得された税務上の利得に対抗するための措置を取る可能性がある。

2013 年の IRD と香港公認会計士協会との会合（2013 年年次会合）において、IRD は株式報酬のリチャージ取引に関する更なる見解を示した。この Tax Analysis では 2013 年年次会合において議論された論点を要約して紹介する。

損金算入のタイミング

IRD は、株式報酬のリチャージの損金算入はストック・オプションが行使されたとき又は株式報酬が付与されたときに雇用企業においてのみ認められるとの見解を維持した。この取扱いは疑義のあるところである。Lo & Lo v. Commissioner of Inland Revenue [1984] 2 HKTC 34 (Lo & Lo 事案)において、香港の高等法院は費用はそれが支払われたとき又は支払義務が生じたとき（すなわち、雇用企業が無条件にリチャージ費用を支払うべきこととなったとき）に発生したものとされるとした。したがって、リチャージ契約上の諸条件によるが、ストック・オプション行使又は株式報酬付与のタイミングはリチャージ費用の損金算入のタイミングに直接的に影響を与えるべきでないと言える。Lo & Lo 事案の判決で示された原則と矛盾する可能性があるからである。

損金算入額は過大であってはならない

2013 年年次会合において、リチャージ取引がグループの従業員株式報酬プログラムに採用されている場合、ストック・オプション行使時又は株式報酬付与時に雇用企業において費用が発生するという点を IRD は確認した。雇用企業において発生したリチャージ費用は金額が過大でなく、かつ、上記の条件が満たされた場合に損金算入することができる。

雇用企業において損金算入可能な金額はリチャージ契約において実際に負担することとなるリチャージ額である。もし上場親会社が市場で取得した株式の価額が実際のリチャージ額より小さい場合、リチャージ額は過大であるとみなされる可能性がある。商業的かつ現実的なりチャージ契約であれば、市場の状況に関してリチャージ額を調整する条項が含まれるべきと IRD は考えているからである。他方、もし上場子会社が市場から取得した自己株式の実際の取得価額がリチャージ額より大きい場合、損金算入額はリチャージ契約における実際のリチャージ額であるというのが IRD の見解である。IRD はリチャージ契約において予め決められた額の上方修正条項が含まれる場合に追加的な損金算入が認められる否かについては考察しなかった。

リチャージ収入に対する課税

雇用企業のストック・オプション義務が上場親会社の新株発行によって履行された場合、上場親会社が受領するリチャージ額は資本的収入として非課税と考えられると IRD は述べた。しかしながら、上場親会社が市場から株式を取得した場合は、リチャージ収入に対する課税は上場親会社が売買目的で株式を取得したのかストック・オプション義務の履行のみを目的として取得したのかによるとした。また、異なる事実関係を示唆する状況がない限り、ストック・オプション義務の履行のための株式取得を売買目的とみなすことは通常ないということを示した。しかしながら、IRD はリチャージ額の中に上場親会社により提供されたグループ内役務提供の対価が含まれていないかどうか注視する必要があるという点を指摘した。そのような対価は香港事業所得税の対象となる。

おそらく、IRD のコメントは香港において事業を行う上場親会社のみ適用される。香港で事業を行わない海外の上場親会社は影響を受けないだろう。しかし、海外の税務上の影響については考慮する必要がある。

子会社間での従業員の転籍

ある雇用企業から株式報酬を受領していた従業員がグループ内の別の企業に転籍し、上場親会社が双方のグループ企業に費用を請求する場合、各雇用企業におけるリチャージ額の損金算入可否はリチャージ契約上の諸条件によるとした。

IRD のガイドライン

IRD は株式報酬取引の税務上の取扱いについて DIPN を発行する予定はないとした。株式報酬プログラムは種々多様であり、すべての状況に適合する例を DIPN の形で示すことは難しいからである。しかし、IRD は今後もウェブサイト上で納税者に対して一般的情報を提供していくとした。また、個別ケースについては事前確認制度を利用するか、不確実性がある場合には税務当局と直接議論することを推奨するとした。

考察とアドバイス

ウェブサイト情報や 2013 年年次会合での IRD のコメントは法律ではなく法的拘束力はないが、異なる媒体を通じて株式報酬の税務上の取扱いに関して IRD が見解の更なる明確化を図っていることは歓迎できる。しかしながら、いくつかの論点はまだ解決されておらず、議論の余地がある。

- **株式報酬のリチャージ費用の損金算入タイミング：** リチャージ費用を損金算入するためにはストック・オプションが既に行使されたか株式報酬が既に付与されていなければならないとする法的根拠が完全には説明されていない。上述のとおり、このような取扱いは Lo & Lo 事案の判決と矛盾するように思われる。
- **損金算入の金額：** リチャージ費用が上場親会社が市場から購入した株式価額と同じか低い場合に限り IRD は損金算入を認めるようである。商業的かつ現実的なリチャージ契約であれば、リチャージ費用の下方修正を認めるだろうと IRD は考えているからである。この見解は議論のあるところである。

2013 年年次会合では、どのような要因をもってリチャージ契約が商業的に現実的であると決定付けられるかに関する議論は行われなかった。仮に修正条項が一般的ではないという市場慣行にリチャージ契約が従うとしたら、修正条項のないリチャージ契約は商業的に現実的ではないと結論付けることは可能であろうか。他方、上場親会社による実際の取得価額が既定リチャージ額より高い場合にリチャージ額の上方修正を認める条項がリチャージ契約に含まれていたら、どのような結果になるであろうか。リチャージ額の上方修正額は損金算入が認められるだろうか。

IRD はリチャージの際にマークアップすることについての見解も示さなかった。仮にマークアップが商業的に合理性をもって決定されていたら（例えば、上場親会社における事務コスト相当）、その分のリチャージは過大とみなされるだろうか。

- **ストック・オプション・株式報酬の放棄又は取消し：** スtock・オプション・株式報酬の放棄又は取消しに関する論点は 2013 年年次会合において議論されなかった。ウェブサイト情報に掲載された IRD の見解によれば、ストック・オプション・株式報酬が放棄又は取り消されたときには既に損金算入された金額は税務上売買収入として加算して査定されるべきとされている。この取扱いはあらゆる場合に適用されるのか定かではない。例えば、ストック・オプション・株式報酬が放棄又は取り消されたとしても雇用企業にリチャージ額を払い戻すとする条項がリチャージ契約にない場合、雇用企業は放棄又は取消しがあっても何ら所得を認識しない。このような状況における雇用企業は、ストック・オプション・株式報酬が後に放棄又は取り消されたとしても、リチャージ契約に定める条件に従って費用を負担したのである。それでも過去の損金算入額を売買収入として加算して課税算定を行うことは妥当であろうか。

上述のとおり、株式報酬プログラムには様々な種類があり、その諸条件も様々であるため、税務上の取扱いもケースによって異なりえる。株式報酬取引の税務上の取扱いに関して正式な裁判例や IRD による包括的なガイドラインは存在しない。納税者は、特にリチャージ契約が関係する場合には法務及び税務専門家のアドバイスやサポートを求めるべきである。リチャージ契約上の条件によっては、リチャージ収入の課税関係やリチャージ費用の損金算入可否に影響を与える可能性がある。

更に、株式報酬プログラムに海外のグループ会社に関係する場合には、株式報酬取引に関する会計・税務制度が国によって異なる可能性があるため、不透明性が一層増加する。関係する企業は各国・地域に所在するグループ会社への全体的な税務上の影響に注意する必要がある。また、リチャージが異なる国・地域のグループ会社にまたがって行われる場合には税務以外の問題（外国為替規制など）も考慮する必要があると思われる。

最後に

効率的な株式報酬プログラムを策定するにあたっては、法務・規制・人事・財務及び税務すべてを考慮しなければならない。制度設計や諸条件の僅かな差異がグループ会社に対して異なる税務上の影響を与える可能性があるため、現在制度を有する会社又は今後導入予定の会社は専門家の助言を求めるべきである。

我々はまた納税者や税務実務家の疑問を解消するため、議論のある論点についての IRD の更なる解釈を期待する。

本 Tax Analysis はデロイト中国が中国大陸及び香港のクライアント及びスタッフ向けに作成している、一般的な参考目的のものであります。読者の皆様には、このニュースレターに含まれる情報に関して何らかの行動をとる前に、税務アドバイザーのアドバイスを受けることを提案いたします。本 Tax Analysis の内容に関する更なる情報、アドバイス或いはその他の税務問題に関する分析をご希望される場合、以下の担当者までご連絡ください。

北京

吳嘉源

パートナー

TEL : +86 10 8520 7501

FAX : +86 10 8518 7501

E-mail : keving@deloitte.com.cn

香港特别行政区

展佩佩

パートナー

TEL : +852 2852 6440

FAX : +852 2520 6205

E-mail : sachin@deloitte.com.hk

深圳

謝玉蓮

パートナー

TEL : +86 755 3353 8777

FAX : +86 755 8246 3222

E-mail : contse@deloitte.com.cn

重庆

龔兵

パートナー

TEL : +86 23 6310 6206

FAX : +86 23 6310 6170

E-mail : clgong@deloitte.com.cn

济南

郭心潔

パートナー

TEL : +86 531 8518 1058

FAX : +86 531 8518 1068

E-mail : eunicekuo@deloitte.com.cn

苏州

許柯/梁晴

パートナー

TEL : +86 512 6289 1318/1328

FAX : +86 512 6762 3338

E-mail : frakxu@deloitte.com.cn

E-mail : mliang@deloitte.com.cn

大連

湯衛東

パートナー

TEL : +86 411 8371 2888

FAX : +86 411 8360 3297

E-mail : ftang@deloitte.com.cn

マカオ特别行政区

馬健華

パートナー

TEL : +853 8898 8833

FAX : +853 2871 3033

E-mail : quiva@deloitte.com.hk

天津

蘇国元

パートナー

TEL : +86 22 2320 6680

FAX : +86 22 2320 6699

E-mail : jassu@deloitte.com.cn

広州

謝玉蓮

パートナー

TEL : +86 20 8396 9228

FAX : +86 20 3888 0121

E-mail : contse@deloitte.com.cn

南京

許柯

パートナー

TEL : +86 25 5791 5208

FAX : +86 25 8691 8776

E-mail : frakxu@deloitte.com.cn

武漢

祝維純

パートナー

TEL : +86 27 8526 6618

FAX : +86 27 8526 7032

E-mail : juszhu@deloitte.com.cn

杭州

盧強

パートナー

TEL : +86 571 2811 1901

FAX : +86 571 2811 1904

E-mail : qilu@deloitte.com.cn

上海

郭心潔

パートナー

TEL : +86 21 6141 1308

FAX : +86 21 6335 0003

E-mail : eunicekuo@deloitte.com.cn

厦門

蔣琳琦

パートナー

TEL : +86 592 2107 298

FAX : +86 592 2107 259

E-mail : lijiang@deloitte.com.cn

デロイト中国税務技術センターについて

デロイト中国の税務技術センター (National Technical Center : “NTC”) は、デロイト中国の税務サービスの品質を高め、クライアントにより良いサービスを提供し、デロイト中国の税務チームをサポートすることを目的として、2006年に設置されました。デロイト中国のNTCは、“Tax Analysis”、“Tax News”などの刊行物を発行し、最新の税務に関する法規の紹介、技術的な観点からのコメントを提供しています。NTCでは、不明確または複雑な税務問題に対する調査研究と分析を行い、専門的なアドバイスの提供も行っています。

中国税務技術センター

E-mail : ntc@deloitte.com.cn

華東区

許徳仁

全国リーダー及びパートナー

TEL : +86 21 6141 1498

FAX : +86 21 6335 0003

E-mail : lkhaw@deloitte.com.cn

華北区

張捷

パートナー

TEL : +86 10 8520 7526

FAX : +86 10 8518 1326

E-mail : angelazhang@deloitte.com.cn

華南区

殷国煒

パートナー

TEL : +852 2852 6538

FAX : +852 2520 6205

E-mail : dyun@deloitte.com.hk

日系企業担当者

上海

大久保 孝一

パートナー

TEL : +86 21 6141 1708

FAX : +86 21 6335 0177

E-mail : kokubo@deloitte.com.cn

蘇州

滝川 祐介

マネジャー

TEL : +86 512 6289 1298

FAX : +86 512 6762 3338

E-mail : ytakikawa@deloitte.com.cn

大連

田中 昭仁

シニアマネジャー

TEL : +86 411 8371 2850

FAX : +86 411 8360 3297

E-mail : atanaka@deloitte.com.cn

広州

土田 保成

ディレクター

TEL : +86 20 2831 1650

FAX : +86 20 3888 0121

E-mail : ytsuchida@deloitte.com.cn

香港

中川 正行

パートナー

TEL : +852 2852 6592

FAX : +852 2542 4597

E-mail : manakagawa@deloitte.com.k

香港

佐藤 康治

シニアマネジャー

TEL : +852 2852 6591

FAX : +852 3691 8984

Email : kosato@deloitte.com.hk

上海

板谷 圭一

パートナー

TEL : +86 21 6141 1368

FAX : +86 21 6335 0199

E-mail : kitaya@deloitte.com.cn

北京

原井 武志

パートナー

TEL : +86 10 8520 7310

FAX : +86 10 8518 1218

E-mail : takeharai@deloitte.com.cn

天津

濱中 愛

マネジャー

TEL : +86 22 2320 6820

FAX : +86 22 2320 6699

E-mail : ahamanaka@deloitte.com.cn

広州

瀧野 恭司

シニアマネジャー

TEL : +86 20 8396 9228

FAX : +86 20 3888 0575

E-mail : ktakino@deloitte.com.cn

香港

杉原 伸太郎

シニアマネジャー

TEL : +852 2852 6545

FAX : +852 2542 4597

Email: ssugihara@deloitte.com.hk

上海

上田 博規

シニアマネジャー

TEL : +86 21 6141 1701

FAX : +86 21 6335 0177

E-mail : hueda@deloitte.com.cn

北京

浦野 卓矢

シニアマネジャー

TEL : +86 10 8512 5524

FAX : +86 10 8518 1218

E-mail : turano@deloitte.com.cn

天津

梨子本 暢貴

シニアマネジャー

TEL : +86 22 2320 6612

FAX : +86 22 2320 6699

E-mail : nnashimoto@deloitte.com.cn

深圳

大塚 武司

マネジャー

TEL : +86 755 3331 0976

FAX : +86 755 8246 3186

E-mail : taotsuka@deloitte.com.cn

香港

小川 康弘

シニアマネジャー

TEL : +852 2852 6446

FAX : +852 2542 4597

Email : yaogawa@deloitte.com.hk

デロイトについて

Deloitte（“デロイト”）は英国法令に基づいて設立された保証有限責任会社である **Deloitte Touche Tohmatsu Limited** 及びその 1 社または複数のメンバーファームを指します。各メンバーファームはいずれも独立の法的地位を持つ法的実体です。**Deloitte Touche Tohmatsu Limited** 及びそのメンバーファームの法的組織の詳細については、www.deloitte.com/cn/about をご参照ください。

デロイトは各業種の上場及び未上場クライアントに対して監査、税務、コンサルティング及びファイナンシャルアドバイザーサービスを提供しています。デロイトのメンバーファームのネットワークは世界 150 カ国に及び、世界一流のプロフェッショナルサービスの能力とローカルマーケットでの深い専門知識により、世界各地におけるクライアントのビジネスの成功をサポートしています。デロイトの 182,000 名のプロフェッショナルは優れた模範となるために努力しています。

デロイト大中華圏について

デロイトはリーディングプロフェッショナルサービスプロバイダーの一つであり、大中華圏において北京、香港特別行政区、上海、台北、重慶、大連、広州、杭州、ハルビン、新竹、濟単、高雄、マカオ特別行政区、単京、深圳、蘇州、台中、台単、天津、武漢及び厦門を含めて 21 都市に 13,500 名のスタッフを有し、現地の法規によりクライアントにサービスを提供しています。

デロイト中国について

中国では、**Deloitte Touche Tohmatsu**、**Deloitte Touche Tohmatsu Certified Public Accountants LLP** 及びその付属機構及び関連機構がサービスを提供しています。**Deloitte Touche Tohmatsu** も **Deloitte Touche Tohmatsu Certified Public Accountants LLP** も **Deloitte Touche Tohmatsu Limited** のメンバーファームです。

デロイトは最初 1917 年に上海に事務所を設立しました。グローバルなネットワークの下、デロイト中国は国内企業、多国籍企業及び高成長企業に対して監査、税務、コンサルティング及びファイナンシャルアドバイザーサービスを提供しています。

デロイト中国は豊富な経験を有し、一貫して中国の会計基準、税制の制定及び職業会計士の発展に多大な貢献をしてきました。また、香港においては、上場企業の約 3 分の 1 に対してサービスを提供しています。

本ニュースレターに含まれる情報は、一般的な情報です。したがって、**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**、**Deloitte Global Services Limited**、**Deloitte Global Services Holdings Limited**、**the Deloitte Touche Tohmatsu Verein**、及びいずれかのメンバーファーム或いは上述したその関連機構（総称して“デロイトネットワーク”）の提供する会計、税務、法律、投資、コンサルティング或いはその他の専門的な提案若しくはサービスを構成しません。本ニュースレターは、専門的な提案若しくはサービスの代替にはなりません。読者はこのニュースレターに含まれる情報を、自社の財務または自社の業務に影響を与える可能性のある意思決定の基礎とすることはできません。自社の財務または業務に影響を与える可能性のある意思決定をし、或いは何らかの行動をとる前に、専門家のアドバイスを受けることを提案いたします。デロイトネットワークに属する機構は、読者の本ニュースレターの使用によって生じる何らかの損失については責任を負いません。